

文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会設置要綱

24文アア第773号平成25年3月15日区長決定

27文アア第660号平成27年9月17日部長決定

(設置)

第1条 文京区立森鷗外記念館（以下「記念館」という。）が収集し、及び保存する資料を選定するとともに、当該資料の活用等を図ることを検討するため、文京区立森鷗外記念館資料収集等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 記念館が収集し、保存する森鷗外に関する資料（以下「資料」という。）の選定に関すること。
- (2) 資料の修復、複製作成、保存等に関すること。
- (3) 資料の展示、貸出しその他の活用に関すること。
- (4) その他資料の収集、保存等に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員4人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 区職員 2人

2 前項第2号に規定する区職員は、アカデミー推進部アカデミー推進課長及び教育推進部真砂中央図書館長の職にある者とする。

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、アカデミー推進課長の職にある者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員の中から、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(関係者の意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、事案に関係ある者に委員会への出席を

求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、アカデミー推進部アカデミー推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 3 月 2 0 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 7 年 9 月 1 7 日から施行する。